## 2 測定局と測定項目の変遷

(History of Monitoring Stations and Monitoring Items)

## 2-1 測定局の配置等に関する方針

(Policy about The Installation for Monitoring Stations)

測定局の配置等に関する国の方針の推移を図1に示した。本市では、これらの方針などを踏まえつつ、「原則として各区に1測定局を整備する」ことを方針として測定局の整備を進めてきた。

「大気汚染防止法の一部を改正する 法律の施行について」

> 環境庁大気保全局長 昭和46年8月

「全国大気汚染測定所 分布基本計画」

厚生省 昭和46年

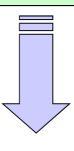


「一般環境大気測定局における測定値の地域代表性について」

昭和61年3月

「大気保全対策に関する 行政監察結果に基づく勧告」 -大気汚染防止対策を中心として-

> 総務庁行政監察局 平成8年3月



「大気環境の常時監視の適正な実施について」

環境庁大気保全局大気規制課長 自動車環境対策第二課長 平成8年5月 「自動車排出ガス測定局の配置について」

環境庁大気保全局 自動車環境対策第二課長 平成7年6月



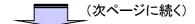
「平成10年度環境庁委託業務結果報告書 環境大気モニタリング適正化事業」

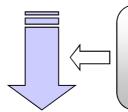
> 社団法人 日本環境技術協会 平成11年3月



「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について」

> 環境省環境管理局長 平成13年5月





「三位一体の改革に伴う 環境監視調査等業務について」

環境省環境管理局長 環境省環境管理局水環境部長 平成16年12月

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

> 環境省環境管理局長 平成17年6月



「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

> 環境省環境管理局長 平成19年3月



「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

環境省水•大気環境局長 平成22年3月



「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

> 環境省水•大気環境局長 平成25年8月



「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

> 環境省水•大気環境局長 平成28年9月

<図1> 測定局の配置等に関する国の方針

(Policy about The Allocation for Monitoring Stations at Ministry of the Environment)

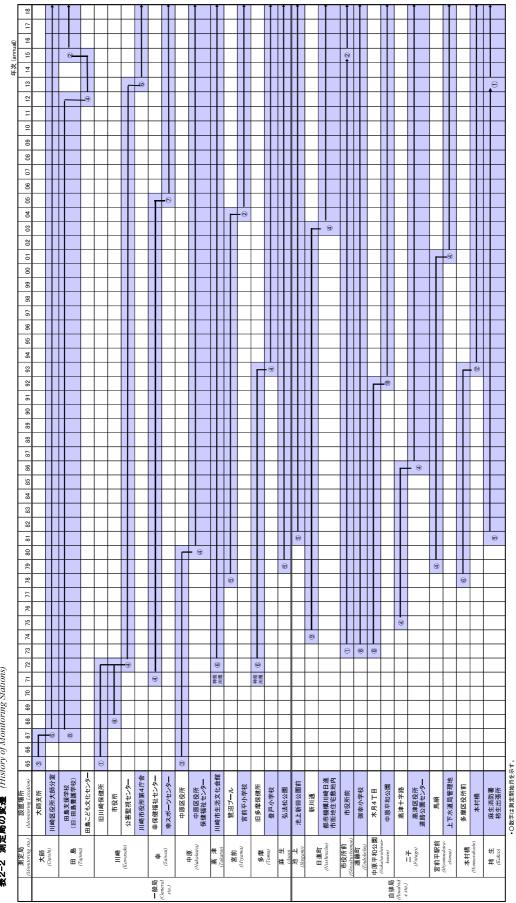
表2-1 測定局の配置等に関する国の方針の概要 (Summary abour The Installation for Monitoring Stations at Ministry of the Environment)

	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	自耕。
「大気汚染防止法の一部を 改正する法律の施行について」	OSO <sub>2</sub> の測定点は、25km <sup>2</sup> に1個所を標準とし、大気汚染が著しい地域は必要に応じて増加 する。	OCOIな透頻繁な道路又は交差点の周辺であって、人が常時生活し、活動している場所又はこれに近接した場所に設置する。 採取口の高さは、おおむね1.5mとする。
環境庁大気保全局長 昭和46年8月	OOxitNox・HCが大気中で化学反応により生じるものであり、郊外地域にも汚染が及んでいるので、この点を考慮して計画的な設置をする。 OHCは緊急時の発令対象ではないが、緊急時の措置の参考となるので、併設することが望ましい。	ONOx、SPMはCO測定点に併設する。
「一般環境大気測定局における測定値の 地域代表性について」	ONOx、SOxシミュレーション手法により計算したメッシュ別の年平均値を基に、隣合わせたメッシュ濃度がSppb以内ならば同じ領域とみなし、測定局がどの領域まで代表性をもつか検討する手法。	
測定値の地域代表性に関する検討会 昭和61年3月	その上でDAP(Dose Area Products) (地域の可住地面積×地域濃度)の考え方を導入し、標準DAPから領域を細区分する。	
「自動車排出ガス測定局の配置について」		<ul><li>○従来は交差点等の局所的な高濃度スポット重視の監視から、主要道路沿道の後背地を 含むな域的な沿道大気汚染状況を監視することとする。</li></ul>
環境庁大気保全局自動車環境対策第二課長 平成7年6月		○当面の配置として、気象条件、地理的条件等で地域を区分し、地域区分内の道路を交通量、走行速度、大型車混入率、道路構造等を勘案し、道路を類型化し、測定局を配置する。 り採取口の位置は、道路端から10m程度以内とする。用地取得が困難等事情がある場合は、
		道路端から20m程度とする。 ⇒(考え方1)遠藤町、市役所前、馬綿自排局の採取口が道路端から10m以上あったため、 き華町ト末必正前日は、中町口太洋牧剛に役割。 年紀日に中部 正即前一日金太牧船 1
「大気環境の常時監視の適正な実施について」 環境庁大気保全局大気規制課長 ロポッセに日	〇総務省の改善制告を踏まえ、一般局では社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向等に常に注意を払い、測定局の配置について定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、適正化に努めること。 のお丼大気の状取口の高さを全急点検すること。 ・ (キュキュ)・ポローの高させんのますが3 まかっています。 エロー 音楽 ハーの	加藤に「RXDF1918、1841年に四日で1950と、同時の195日で日本では「195日で対した。 〇日林局では自動車交通量、本行速度等の交通条件、環境議度等の動向等に注意を払い、 測定局の配置について点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、適正化に努めること。 〇試料大気の採取口の高さを至急点検すること。
+ 100 + 20 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10	- 、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	採取口高さの考え方1 SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、O <sub>2</sub> 、CO:地上15m以上10m以下 SPM :地上5m以上10m以下 考え方2 高層集合住居等、地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している場合、考え方1が適当でないときは、 適宜をの実態に応じ適切な高さを設定する。この場合、並行試験を実施する等、高さが適切であるか確認する。 考え方3 用地確保等やむを得ない事由により考え方1及び2にあてはまらない場合、大気環境基準及び調査結果等によい ア 採取口の高さが30mを超えていないこと。 イ 考え方1の高さにおいて連続した1月以上の並行測定結果と比較して、1時間値の日平均値の平均の3	SO <sub>2</sub> 、NO、XCO:地上1.5m以上10m以下 SPM : 地上3m以上10m以下 高層集合性居等、地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している場合、考え方1が適当でないときは、 通貨を合住居等、地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している場合、考え方1が適切であるか確認する。 通道でのできた。この場合、並行試験を実施する等、高さが適切であるか確認する。 用地確保等やむを得ない事由により考え方1及び2にあてはまらない場合、大気環境基準及び調査結果等により考え方1及び2にあてはまらない場合、 ア 採取口の高さが30mを超えていないこと。 イ 考え方1の高さにおいて連続した1月以上の並行測定結果と比較して、1時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の1/10を超えないこと。

「平成10年度環境庁委託業務結果報告書 環境大気モニタリング適正化事業」	〇測定局設置の目的 - 一般局は大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視する測	○別定局設置の目的 ・自排局は大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時
社団法人 日本環境技術協会平成11年3月	定局である。 ・環境基準の適合状況の判断資料を得る。 ・環境基準の適合状況の判断資料を得る。 ・野急時の指置を円滑に進めるための資料を得る。 ・ ちょう ( ) 大気環境管理のための資料を得る。 ・ 大気環境を限していたがは、一定に測定局を配置する。	監視する測定局である。 ・環接連権の適合状況の判断資料を得る。 ・道路交通法の規制に基づく措置を取るべきことを要請する際の根拠資料を得る。 ・、道路交通法の規制に基づく措置を取るべきことを要請する際の根拠資料を得る。 ・大気環境管理のための資料を得る。  〇測定局の配置・交差点周辺の高濃度地域から道路沿道の後背地の環境まで把握できる地域に行う 必要がある。 ・自動車がSPM、NO, COなどの主要な発生源であることから、これらの項目について把握できることが要求される。 ・自動車がSPM、NO, COなどの主要な発生源であることがら、これらの項目について把握できることが要求される。 ・自特局の配置に当たっては効率的に監視できるよう、道路、交通量当の状況を勘案した位置地点の類型化を行い配置する。 ・自特局の配置は人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も 強く現れる道路端又はこれに近接した場所にすることが望ましい。
「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」 環境省環境管理局長 平成13年5月	○常時監視の測定対象項目 ・環境基準が設定されている5物質について測定を実施する。	よる寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の把握等 高、道路及び道路端付近の大気汚染の状況の把握 18時時討及び評価を行い、必要に応じて見直しを行う。 以上10m以下、 浮遊粒子状物質:地上3m以上10m以下 可に大ることが適当ではないと考えられるときは、実態に応じて高さを設定する。 の用件を満たす採取口を設定する。
「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」の一部改正について 環境省環境管理局長 平成17年6月	○常時監視の測定対象項目 - 5物質に加え、浮遊粒子状物質及び光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素が追加された。 () 二酸化成素②一酸化炭素③浮遊粒子状物質の光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素が追加された。 () 二酸化成素②一酸化炭素③浮遊粒子状物質の光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素が追加された。 () 二酸化成素②一酸化炭素③浮遊粒子状物質の光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に非常、全国的視点及び地域的視点から必要な測定局数を () 1 大口及び可住地面積による算定(人口75,000人当たり/局又は、可住地面積25km²当たり/同を設置する。) () 2:環境濃度レベルに対応した局数の調整(濃度レベルの実態に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:測定項目の特性に対応した局数の調整(濃度レベルの実態に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:測定項目の特性に対応した局数の調整(測定項目の特性に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:測定項目の特性に対応した局数の調整(測定項目の特性に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:加定項目の特性に対応した局数の調整(測定項目の特性に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:加定項目の特性に対応した局数の調整(測定項目の特性に合わせて、測定局数を調整する。) () 3:加速点の製業(長期間継続して割定角を重視) () 3:加定局の具体的な配置については、上記の全国的及び地域的視点を踏まえ、測定局の具体的な配置については、上記の全国的及び地域的視点を踏まえ、測定局の具体的な配置については、上記の全国的及び地域的視点を透え、測定局の具体的な配置については、上記の全国的及び地域的視点を透え、測定局の具体的な配置については、上記の全国的及び地域的視点を認まる。	常時監視の測定対象項目 - 5物質に加え、浮遊粒子状物質及び光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メダン炭化水素が追加された。 - 5物質に加え、浮遊粒子状物質及び光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メダン炭化水素が追加された。 - 6物質に加え、浮遊粒子状物質及び光化学オキンダントの大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メダン炭化水素が追加された。 - 4の報道施具における測定項目ことの望ましい測定局数の算定方法が定められた。この算定方法では、全国的視点及び地域的視点から必要な測定局数を各々算定し、両方を加算して算定する。 - 4を国的視点 1: 人口及び可住地面積による算定(人口75,000人当たり1局又は、可住地面積25km <sup>2</sup> 当たり1局を設置する。) 2: 環境濃度レベルに対応した局数の調整 (濃度レベルの実態に合わせて、測定局数を調整する。) 3: 測定項目の特性に対応した局数の調整 (濃度レベルの実態に合わせて、測定局数を調整する。) 3: 測定項目の特性に対応した局数の調整 (濃度レベルの実態に合わせて、測定局数を調整する。) 3: 湖定項目の特性に対応した局数の調整 (濃度レベルは含わせて、測定局数を調整する。) 3: 社会的状況(地形的又は気象的状況)の勘案 1: 社会的状況(大気汚染発生源への対応、住民ニーズへの対応、規制や計画の履行状況の確認等)の勘案 3: 社までの経緯の勘案 (最期間継続して測定としてきた測定局を運視) 3: 土

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」の一部改正について	(環境大気常時監視マニュアルの改訂に伴う文言の修正)
環境省水-大気環境局長平成19年3月	
「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」の一部改正について	〇地域の実情を踏まえた地方自治体による常時監視体制の再構築 ・都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする地域の細分化の考え方を導入 都道府県等による望ましい測定局の算定の考え方は従来と同様とし、発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて都道府県等を幾つかの地域に細分化して算出することを
環境省水 - 大気環境局長 平成22年3月	可能とする規定を追加。 • 測定局の追加の考え方に越境汚染への対応を追加 校を含む当時かからの越境汚染が指摘されているため、地域的視点から測定局数を追加する考え方に、越境汚染による影響への対応を追加。 〇ト以外里がホナギ毎や場間は対策の統判に姿する他能を超休細の本金
	・精度管理体制の元素 ・精度管理体制の元素 精度管理体制における国と地方公共団体の役割分担を明確化。 よの管理体制における国と地方公共団体の役割分担を明確化。
	・IVアががの導入 健康影響に含み見の充実や科学的知見の蓄積、より効果的な対策の検討のために、常時監視としての成分分析の規定を追加。 OPM2.5測定局の整備方針を明記 新诸の過雲に対いて、3.4女も途にPM2.5の質量連度の測定に関する測定局の整備を図る。
「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」の一部改正について	(有害大気汚染物質についての事務処理基準の改定に伴う文言の修正)
環境省水-大気環境局長 平成25年8月	
「大気汚染防止法第22条の規定に基づく 大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準について」の一部改正について	○木銀及びその化合物の取扱いについて 水銀及びその化合物の取扱いについて、文言の修正が行われた。
環境省水•大気環境局長 平成28年9月	

表2-2 測定局の変遷 (History of Monitoring Stations)



・「神奈川県」の表示は、県が測定局を設置して測定を開始した事を示す。翌1972年6月に、神奈川県から川崎市に移管された。

PM2.5 ЭН 北朝 11/4/ 00 (ησκαμαια) ×Ο 即田 (玉別級縣を一个)M98 (指ふり砕い(やや干)みり(株徴型) MdS ×on <sup>z</sup>os PM2.5 ЭН co (pwps) ×Ο (表別观縣を一次)MGS (指み3株1(やぐ干)み3株弦型 MGS 0 ×ON <sup>z</sup>os PM2.5 ЭН 11後 11分 ← 00 ---×Ο 施川 (表別の線を一ジ)MGS MdS 0 ×ON <sup>z</sup>os PM2.5 ЭН 0 ← ၀၁ хo 毎田 MdS ×ON <sup>z</sup>os PM2.5 ЭН 北美 00 ×Ω **●** 稲大 0 + (未) 別場や一か) M d S MGS (相ふじ修いをで下)ふじ修設型 0 ×ON <sup>z</sup>os 目真宝順 引宝原

(表型光光级) 左握 印圖 .● (表更光光级) 左監 印〇 : xO (表光発学出) 左背 印圖 .● (表更光光级) 左監 印〇 : xOn

。 下示 多 確 更 辦 宝 順 却 印 口 0 2 。 本示多目設開宝脈却字遊の中の■,●,〇 1紅

表MO3T ◇ (表店嫌光+ 表)収燥 8 ) イベリてトハ □ 表)収燥 8 印〇 : 5 2 M 9

(志光崖縣代紫) 左諱 咱■、● (志率雷襲荻密) 左監 咱〇 :sOS・

。禘更긔數玄順左靖ら心た監、J示玄祿更數玄順却印■ 8

表別观線を→>印○:Mq2・

表2-3 測定項目の変遷 (History of Monitoring Items)

數玄順 ⊅

Г	18	1	1	ì	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	<b>6</b>							
-	17	1	ĺ	Ħ	1	e	T	1	Ħ	Ħ	$\dagger$	H	ė	$\dagger$	I	$\dagger$	Ħ	Ħ	T	1	6	I	⊜	1	Ħ	1							
	16	Ħ	H	H	t	1		Ħ	6	Ħ	Ħ	Ħ	1	Ħ	6	Ħ	⊜	Ħ		Ħ	lt	Ħ	1	lt	Ħ	Ħ							
۱—	12	+		Ħ	1	I	T	1	1	Ħ	Ħ	1	H	1	1	H	1	H	T	1	Ħ	•	Ħ	1	Ħ	1							
$\vdash$	14	+	•	5	†	H	T	⊜	$\dagger \dagger$	Ħ	e	H	H	#	Ħ	é	$\dagger$	e	T	1	Ħ	1	Ħ	e	Ħ	$\dagger$							
-	13	$\dagger$		t	$\dagger$	H		1	$\dagger$	Ħ	1	$\dagger$	H	$\dagger$	H	1	t	Î		0	H	1	$\dagger$	1	Ħ	$\dagger$	l						
H	12	9	t	H	6	H		Ħ	H		H	6	H	60	H	H	Ħ	H		1	H	H	H	H	H	t							
$\vdash$	=	Ť	t	H	Ť	H		H	H	lŤ	H	1	$\parallel$		╫	H	H	H		$\parallel$	e	H	⊖	H	H	<b>⊕</b>							
$\vdash$	10	H	t	H	$^{\dagger}$	9		H	H	╫	H	H	e		E	H	⊖	H		H	Ť	H	Ť	H	H	_							
$\vdash$	00	$^{+}$	H	H	$^{+}$	1	$\vdash$	$^{\dagger}$	G	H	Н	Н	1		1	H	1	H	H	H	H	H	Н	Н	H								
$\vdash$	08	$^{+}$	H	H	+	Н	$\vdash$	H	F	H	H	Н	H	$\vdash$	H	H	H	H	$\vdash$	+	H	e	Н	H	+	_							
-	07   0	$^{+}$	l,	<u> </u>	$^{+}$	Н	$\vdash$	9		H	<u></u>	H	H		H	<u></u>	H	L		H	H	1	H	<u> </u>	$^{+}$	_							
-	90	t	-	ī	$^{+}$	Н		1		H	1	H	H		H	1	H	1		H	H	H	H	1	H								
$\vdash$	05 C	$^{+}$	H	Н	$^{+}$	Н	H	$^{+}$	H	H	H	0	H		H	H	H	H	$\vdash$	+	₩	H	H	H	H								
$\vdash$	04 0	$^{+}$	ŀ	Н	$^{+}$	Н		$^{+}$		1	Н	1	H		H	$^{+}$	H	${\sf H}$		+	₩	╫	H	H	H	_						E E	
$\vdash$	03 0	_	H	Н	$^{\circ}$	Н	中級	$^{+}$		╫	Н	$^{+}$	H		H	$^{+}$	H	$^{+}$		╫	₩	╫	H	H	+	-						乾式(紫外線吸収法)	
$\vdash$	02 0	<u>-</u>	H	Н	†	Н	茶品	$^{+}$	H	₩	Н	Н		$\vdash$	H	╫	H	H	$\vdash$	╫	H	╫	0	H	+	-						ト繰り	
$\vdash$	-	$^{+}$	H	Н	+		*	$^{+}$	H	₩	Н	1	1	H	0	╫	0	$^{\!$	岩岩	0	<u>-</u>		1	H	0	-						(株)	
-	0 01	+	H	H	+	1	Н	$^{+}$	$\vdash$	₩	Н	光光	⊬	$\vdash$	Ť	0	1	0	極	1	₩	1	Н	0	1							乾井	
$\vdash$	00 66	+	1	LI O	1	$\mathbb{H}$	$\parallel$	+	H	$\parallel$	0	2線形	$\mathbb{H}$		H	1	+	1		$\parallel$	$\mathbb{H}$	$\parallel$	+	1	+							믒	
$\vdash$	_	+	1	7	机次法	H	$\parallel$	1		$\parallel$	1	Įį̇̃	$\mathbb{H}$	$\vdash$	#	1	Ţ	1	$\vdash$	1	H	1	H	$\mathbb{H}$	+							<u>.</u>	
-	7 98	+		H	SPM(ペータ線吸収法)	H	+	+		$\parallel$	$\mathbb{H}$	SPM(ベータ線吸収法)	+		$\mathbb{H}$	+	SPM(ペータ線吸収法)	+		1	H	1	Ţ	$\mathbb{H}$	+	-							
-	6 97	+	H	H	ĵ` v	4	+	#	$\vdash$	#	H	S	#	$\vdash$	#	#	7線吸	4	$\vdash$	+	#	1	SPM(ペータ線吸収法)	#	+	-						無法	
-	95   96	+	H	H	PM	H	$\parallel$	#	$\vdash$	#	H	+	#	$\vdash$	#	#	Ŷ	$\mathbb{H}$	$\vdash$	+	H	1	3線吸	$\mathbb{H}$	+	_						-Ox : O印 湿式(吸光光度法)	
$\vdash$	94 9	+	H	Н	σ T	Н	$^{+}$	$^{+}$		₩	Н	H	╫		H	$^{+}$	ΜĞ	$\!$	H	$\!$	₩	$\!$	ĵ	H	+	_						t(吸	
$\vdash$	93 9	0	H	Н	<u></u>	Н	Н	$\parallel$		0	Н	<b>a</b>	$\parallel$		H	$\parallel$	S	$\parallel$		$\parallel$	H	$\parallel$	ΣM	H	+							幔	
$\vdash$	92 9:	1	H	Н	<u>অ</u>	Н	H	$\parallel$		Ť	Н	1	╫		H	$^{+}$	H	$\parallel$		╫	H	╫	S	╫	+							민	
$\vdash$	-	+	H	Н	+	Н	₩	$^{+}$	H	₩		Н	0		0	$^{+}$	4	$\!$	H	╫	₩	╫	Н	₩	<b>⊥</b>	_						 ×	
$\vdash$	0 91	+	H	Н	+	O	₩	$^{+}$	H	₩	1	Н	1	$\vdash$	1	$^{+}$	<b>a</b>	$\!$	H	╫	ĬΤ	╫		₩	w	_						o	
-	90	+	H	Н	+	1	H	$^{+}$	H	₩	$^{\!+}$	Н	H	H	$\!$	$^{+}$	$^{\!+}$	$^{\!+}$	H	$\!$	<u>○</u>	╫	⊕	₩		_						_	
-	8 8	+	H	Н	+	$^{\!$	$^{+}$	$^{+}$		₩	$^{ m H}$	Н	$\!$		$\!$	$^{+}$	$^{ m H}$	Ţ		Ţ	₩	╀	Н	₩		_						●、■印 乾式(化学発光法)	
$\vdash$	88 /	+	H	Н	+	$\parallel$	$^{+}$	0		₩	H	(#Z	H		$\!$	$\parallel$	$^{\rm H}$	0		0	₩	₽	Н	Ţ								桃	
$\vdash$	87	+	H	Н	+	H	╫	1		₩	H	1.89.C	H		₩	$^{+}$	H	$\parallel$		╫	H	╫	(基)	<u>○</u>								H E	
$\vdash$	98	+		Ц	L	$\mathbb{H}$	₩	$\parallel$		₩	ĬŢ	浮遊粉じん(デジタル粉じん計	${\mathbb H}$		$\!$	Ť	$^{ m H}$	$^{+}$		$\parallel$	₩	$\parallel$	浮遊粉じん(デジタル粉じん計	$\!$								口幣	
-	1 85	+		) T	<b>シ</b> 群)	H	₩	$^{+}$	H	₩	○ 1	3	H	$\vdash$	₩	○ 1	Н	₩	H	╫	₩	╫	デジタ	⊬		_						ij	
-	84	+	ŀ	Н	て影に	${\mathbb H}$	₩	$\parallel$	L	₩	Н	4 操船	${\mathbb H}$		$\!$	$\parallel$	(排)	+	H	$\parallel$	₩	$\parallel$	٠ ۲۷:	${\mathbb H}$									
$\vdash$	83	+	ŀ	Н	洋遊粉じん(デジタル粉じん計)	${\mathbb H}$	Ţ	$\parallel$		Н	Н		$\parallel$		$\!$	$\parallel$	浮遊粉じん(デジタル粉じん計)	$oxed{+}$	4	$\parallel$	₩	$\parallel$	を開発	${\mathbb H}$								(洪)	
$\vdash$	82	+	ŀ	H	5.65	${\mathbb H}$	0	$\parallel$		₩	Н	H	$\!$		$\!$	$\parallel$	デジタ	+	<b>↓</b>	$\parallel$	₩	₽		╟								光光	
$\vdash$	81	+	ŀ	H	報用報	${\mathbb H}$	₩	$\parallel$		₩	Н	H	$\!$		$\!$	$^{+}$	577	+	H	╬	H	╟	H	╟								t(吸	
$\vdash$	80	+	╀	H	T	H	₩	₩	H	₩	Н	H	$\!$	$\vdash$	$\!$	₩	手指影	H	₩	Ţ	l ©	T		L G		_						幔	
$\vdash$	3 79	+	H	H	+	H	₩	$^{+}$	H	<u> </u>	l G	8	I	$\vdash$	₩	$^{+}$	Ī	$\!$	H	0	(E)	ശ	9	w)		_						NOx: O印 湿式(吸光光度法)	
$\vdash$	77 78	+	H	H	+	H	₩	$^{+}$	H	9	(0)	9	9	H	$\!$	$^{+}$	H	$\!$	Н	L	H					_						š	世
$\vdash$	_	+	ŀ	Н	+	H	₩			H	H			H	₩	$^{+}$	H	$^{+}$	Н		H											ż	일
$\vdash$	75 76	+		$\parallel$	+	+	1	@		$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	#	1	H	$\mathbb{H}$	$\parallel$	H	$\vdash$	H	H		H	-							<u>٠</u>
⊢	74 73	+		H	+	+	+		H	H	H		$\vdash$	H	$\mathbb{H}$	+	H	+	+		$\vdash$		H									ଚ	乱法)
-	73 7,	+		H	+	+	+		$\vdash$	$\vdash$	H		$\vdash$	H	H	+	+	+	+	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	H	-						北米	光散
-	72 7	<u>_</u>	6	ļ	<u>↓</u>	<u>U</u>	<u> </u> ⊚	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	<u> </u>	<u> </u>	<u>@</u>	   	<u> </u>	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H		H	H						人類研	十平1
$\vdash$	-	9)		9	9	9	w	H	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	H	9		-	9			$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	H				華			(素)	泉吸小
-	70 71	-	H	-		H	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	H	H	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	H	-			乳に更			ちば	, (B &
$\vdash$	-	_	H	+		H		$\vdash$		$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$		$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	-			$\vdash$		H				ļ.		引定機			됴	パット
$\vdash$	69 89	_	H	+		H		H	H	$\vdash$	H		$\vdash$	H	$\vdash$	H	H	H	H	H	$\vdash$	H	H		H	-	を示っ		艺式演			é	Š
_	67 68	_	H	+		$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	$\vdash$	H	H	H	H	$\vdash$	$\vdash$	H	H	H	-	48月		から			( 注)	
_	9 99	_	H	+	_	H		H	H	$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$		$\vdash$	H	H				$\vdash$	H	H		H		定調		温工		八江	車車車	汉法
-	_	_	H	+		H	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	H	$\vdash$	H	_	には漁	示す。	∄		镍吸电	容液率	镍吸机
$\vdash$	65						H												H								り数字	新を;	新を:		12	記し	1 8
	Items)				_				5			_		2			_					J			無	2	注1 ○、●、■の中の数字は測定開始月を示す。	2 〇印は測定機更新を示す。	3 ■印は測定機更新を示し、湿式から乾式測定機に更新。		-SPM: 〇印ベータ線吸収法	-SO2: 〇印 湿式(溶液導電率法) ●、■印 乾式(紫外線蛍光法)	- PM2_5: ○印 β線吸収法 □ ハイブリット(β線吸収法+光散乱法) ◇ TEOM法
測定項目	(Monitoring Items)	SO2	3	Š	SPM	ŏ	8	오	PM2.5	SO2	ě	SPM	ŏ	PM2.5	SO2	Ň	SPM	ŏ	8	유	SO2	Ň	SPM	ŏ	酸性雨	PM2.5	•	印は湯	印は湯	加藤	Σ	 0	M2
1770	(Mor																										0	2	e	4 測定機	Ś	Ś	Ġ
H	sta.)																										烘	,					
測定局	(Monitoring sta.)				į	# 100	avaisa						Januar				各種	(Tama)					新任	Asao)									
<b>"</b> **	(Mon					(	2			1		70	i					_						-									
1																											ı						

